

変形労働時間制に関する内規

(目的)

第1条 本内規は神戸龍谷中学校高等学校（以下「本校」という。）と神戸龍谷中学校高等学校職員代表との労使協定により、1年単位のコアタイム変形労働時間制による勤務が導入される場合の教育職員の勤務について定めるものとする。

(変形労働時間制)

第2条 本内規に定める1年単位の変形労働時間制とは、労働基準法第32条の4に定める勤務制度をいう。

(適用)

第3条 1年単位の変形労働時間制（以下「本制度」という。）における、年間総労働時間、年間休日、各月の総労働時間、勤務日数、始業時刻、終業時刻、適用対象者は労使協定で定めるものとする。

(コア終業時刻)

第4条 本校は、本制度の勤務時間において、「所定始業時刻」から「所定終業時刻」の間に「コア終業時刻」を定める。

2. 「コア終業時刻」を定めた場合、「所定終業時刻」は原則として勤務を終了する時刻とし、「コア終業時刻」はコア業務が終了する時刻とする。

(コア業務)

第5条 コア終業時刻までに行う業務として、コア業務を下記のとおり定める。

- (1) 朝礼・終礼
- (2) HR (SHR 含む)
- (3) 授業、課外授業、補講
- (4) 清掃指導
- (5) 会議
- (6) 試験監督
- (7) 行事（準備片付け含む）
- (8) 入試
- (9) 式典
- (10) 相談会・説明会
- (11) 生徒引率
- (12) 分掌業務

2 前項のコア業務及びコア終業時刻は、変形労働カレンダーにおいて日ごとに定めるものとする。

3 教員はコア業務が完了し、コア終業時刻が経過したときは、フレキシブルタイムについて以下のいずれかを裁量で決定することができる。

- (1) 在校で勤務する
- (2) 勤務を終了する

(裁量的活動時間)

第6条 コア終業時刻から所定終業時刻までの時間を「フレキシブルタイム」とする。

2 教員はフレキシブルタイム及びコアタイム時間の中で、各自の裁量により時間を配分し、本校が指定する期限までに、下記の「裁量的必須業務」を行わなければならない。

- (1) 分掌業務
- (2) 学年業務
- (3) 教科業務
- (4) 授業準備
- (5) 生徒指導
- (6) 保護者対応
- (7) クラブ指導（顧問業務）

3 教員はフレキシブルタイム及びコアタイムの中で、各自の裁量により時間を配分し、下記の「裁量的業務」を行うことができる。ただし、この場合もコア業務、裁量的必須業務が所定終業時刻までに終了するように努めなければならない。

- (1) 教材研究
- (2) 自己研鑽

(業務終了の申請)

第7条 教員は、コア業務が完了し、コア終業時刻後、所定終業時刻までに業務を終了しようとするときは、指定された方法により事前に所属長に申請しなければならない。

2 所属長は前項の申請がなされた場合、コア業務が完了することを確認し、業務終了を承認するものとする。

3 前項の承認がされた場合、当該申請日の所定終業時刻まで勤務したものとみなす。

(労使協議)

第8条 本内規に定めのない事項については、労使が誠実に協議しその都度定めるものとする。

(適用除外)

第9条 本内規は第4条に定める「コア終業時刻」が定められない場合には適用しない。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、運営委員会の議を経た後、理事会に報告するものとする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。